

別表 4 特例適任者

1	救急救命士の資格を有する者及び消防法施行規則第 5 1 条に定める救急業務に関する講習課程を修了した者。
2	日本赤十字社の行う応急処置に関する講習を受けた者で、資格の有効期間内の者。ただし、消防機関の行う乗務員講習に不足する課目については、消防機関の行う講習を受講すること。
3	上記、1 及び 2 に掲げる者以上の知識及び技能を有すると消防長が認めた者。